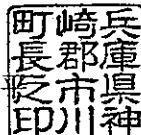




市 総 第 930 号
平成 26 年 8 月 14 日

避難計画を案ずる関西市民有志 様

市川町長 岡本 修


原発事故時の避難計画に関する質問書の件（回答）

平成 26 年 7 月 7 日付けでご提出いただきました標記の件につきましては、下記のとおりご回答いたします。

記

1. 避難元の小浜市との連絡・相談などは進んでいますか。

（回答）

避難者の受入計画（避難受入元と先及び受入人数等）については、兵庫県により県下各市町に対して取りまとめが行われたため、市川町から直接小浜市と連絡・相談は行っていません。

2. 兵庫県が公開したシミュレーションでは、上記のように市川町でも被ばくが予想されます。市川町は、そのような場合に避難受入はどうされるのですか。

（回答）

市川町内で基準以上の被ばく線量が確認された場合は、避難受入先として適切ではないので受入先の変更をお願いします。

市川町内の避難が、安全であると確認したうえで兵庫県と協議し、避難受入については判断します。

3. 市川町では、安定ヨウ素剤の備蓄や配布・服用体制は検討されていますか。

兵庫県が実施したシミュレーションを受けて、丹波市では市長の指示で対策などを早急に打ち出すと報じられています。篠山市や西脇市では備蓄が具体化しています。市川町はどうですか。

（回答）

高浜原発において原発事故が生じた場合、市川町における甲状腺等価線量が 57.4mSv となるケースが認められ、IAEA の安定ヨウ素剤の予防服用を行う判断基準である 50 mSv を超える予想がでていることから、今後、備蓄・配布体制の確立が必要であると考えております。

4. 市川町が汚染された場合には、市川町民の避難と若年層の健康の保障について、どのように検討されていますか。

(回答)

市川町内において基準以上の被ばくが認められた場合には、継続的な屋内避難を呼びかけるとともに、特に小児についてリスクが高いとされている甲状腺がん予防のため、安定ヨウ素剤の備蓄・配布を含め、市川町民の健康被害への対策を行う必要があると考えております。

また、町民の避難については、広域（他府県）での協議が必要となるため、兵庫県と協議のうえ検討していく方針です。

5. 市川町長は、政策提言その3で「安心・安全の生活を守る福祉政策の展開」を掲げておられますが、原発事故時に避難されてくる要援護者への配慮や福祉避難所等での受け入れについて具体化できていますか。

(回答)

要援護者及び福祉避難所については、受入人数など兵庫県と協議のうえ検討します。

6. 避難中継所（30km圏外）はどこですか。避難中継所から避難所までの移動手段はバスとなっていますが、バス会社との連携は進んでいますか。

(回答)

避難中継所は、現在のところ決定しておりません。

現在、県においてバス会社と提携について協議中。

7. 汚染検査（スクリーニング）と除染の省略等について

規制庁の指導によって関西広域連合は、汚染検査（スクリーニング）や除染の「効率化」と称して下記のような方策を示しています。

- ・車両の汚染が基準値以下の場合は、人の汚染検査は省略。除染は車両も人もなし。
- ・車両の汚染が基準値以上の場合は、（バスや乗用車の）乗員の内で「同様の避難行動をとった集団ごとに代表者」のみに汚染検査を行う。
- ・代表者の汚染が基準値以下の場合は、集団全員を同様とみなす。除染は車両のみ。

このような汚染検査や除染の省略等では、避難する個々人の早期被ばくの確認もできず安全を守ることはできません。また、汚染の拡大防止もできません。これらを考慮すれば、汚染検査・除染の省略等は認められないのではないですか。

(回答)

東日本大震災での実例や国の指針を参考として、汚染拡大を防ぐための汚染検査・除染について実施体制の構築が必要であると考えております。

8. 汚染検査の基準 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ ($40,000\text{cpm}$) は高すぎます。

・この値は小児の甲状腺等価線量 300 mSv に相当し、安定ヨウ素剤服用基準 50 mSv の 6 倍です。

・また、法令で定められている「放射線管理区域外に物を持ち出す基準」 $4\text{ Bq}/\text{cm}^2$ 以下の 30 倍です。

このような基準では、避難する子どもや住民の汚染・被ばくの早期発見と安全確保、及び避難先である市川町への汚染拡大を防止することができないのではないかですか。

このままでは、避難計画は被ばく計画となってしまうのではないかですか。

市川町として、スクリーニング機材（サーベイメーター等）、放射能防護機材（ポケット線量計、アラームメータ、防護マスク、防護服等）、除染機材（高圧洗浄機等）の準備を考えておられますか。

(回答)

検査基準等については、その妥当性について今後検討が必要であると考えられます。

また、現状では、各資機材の配備については予定していません。

9. 市川町の水道は、兵庫県が行った新シュミレーションによれば、その水源域が広く汚染される可能性があります。そのような場合の安全な水の確保・配布方法等は決まっていますか。

(回答)

現状では、決まっておりません。

10. 私たちは、昨年 4 月の旧シュミレーションの拡散予測地図の全域（兵庫県以外を含む）の情報公開請求を行い 4 月 24 日にやっと公開されました。（3 月 7 日の開示決定から 1 ヶ月半以上待たされました）

他方、兵庫県は 4 月 24 日に新たなシュミレーションを発表しました。兵庫県の担当者は、情報公開の遅れについて「新しいシュミレーション公表前に昨年のものを公表すると混乱を生じかねない」「県内自治体にも昨年のものとの違いをよく説明し調整したい」と 4 月 10 日に私たちが関西広域連合へ申し入れた時に述べました。

新たなシュミレーションについて、昨年との違いなどの説明はどのような内容でしたか。

(回答)

県からの説明は、県ホームページに公表されている、「放射性物質拡散シュミレーション（県内全域）の結果について」及び参考資料について説明がありましたので、そちらをご参照ください。

11. 新シュミレーションでは、市川町にプルームが到達する最短時間は何時間になるのか、兵庫県に確認されていますか。また、小浜市から市川町まで避難に要する避難時間推計を把握されていますか。プルーム拡散の時間予測や避難者の避難時間推計は、地域防災計画や広域避難計画の基礎的データです。これらを明らかにしてください。

(回答)

現在、兵庫県において、プルーム到達時間、避難時間推計について試算がされておりませんので、今後、推計結果について、県の防災計画が見直された場合は、市川町防災計画へも反映させる必要があると考えております。

12. 避難計画では、原発事故と地震・津波などの「複合災害」は考慮されていません。考慮すべきではないですか。

(回答)

考慮すべきであると考えております。

以上